

北海道旭川方面公安委員会告示第126号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第44条第2項第2号の規定により、中頓別町内及び浜頓別町内の乗合自動車の停留所における旅客の運送の用に供する自動車の停車又は駐車に関して合意したので、次のとおり告示する。

令和5年10月16日

北海道旭川方面公安委員会委員長 進 藤 正 明

1 合意した者

- (1) 宗谷バス株式会社
- (2) 北海道旭川方面公安委員会
- (3) 中頓別町長
- (4) 浜頓別町長
- (5) 旭川運輸支局長
- (6) 細谷建設株式会社

2 旅客の運送の用に供する自動車が停車又は駐車をする乗合自動車の停留所

旅客の運送の用に供する自動車が停車又は駐車をする乗合自動車の停留所は、宗谷バス株式会社が管理する次の表に掲げる停留所とする。

	停留所名	進行方向別	所在地
1	中頓別長寿園前	北	枝幸郡中頓別町字中頓別160番地9
2	中頓別長寿園前	南	枝幸郡中頓別町字中頓別161番地8
3	本通り	北	枝幸郡中頓別町字中頓別44番地
4	本通り	南	枝幸郡中頓別町字中頓別18番地2
5	中頓別ターミナル	南	枝幸郡中頓別町字中頓別951番地1
6	旭台団地前	北	枝幸郡中頓別町字寿113番地3
7	旭台団地前	南	枝幸郡中頓別町字旭台383番地4
8	農試住宅前	北	枝幸郡浜頓別町旭ヶ丘6丁目40番
9	農試住宅前	南	枝幸郡浜頓別町旭ヶ丘6丁目41番
10	浜頓別高校前	北	枝幸郡浜頓別町旭ヶ丘5丁目31番
11	浜頓別高校前	南	枝幸郡浜頓別町旭ヶ丘5丁目33番

3 停車又は駐車をする旅客の運送の用に供する自動車の範囲

停車又は駐車をする旅客の運送の用に供する自動車の範囲は、次の表の左欄に掲げる運行事業者が、同表の右欄に掲げる中頓別町の委託を受けて行う旅客の運送の用に供する自動車とする。

運行事業者	自動車
細谷建設株式会社	浜頓別高校通学用スクールバス